

支部の設置に関する規則

(平成24年5月14日規則第3号)

(目的)

第1条 この規則は、支部の設置に関する規程3条及び12条に基づき、本協会に設置する支部、各支部の管轄、事務所所在地及び本部からの委嘱事務の実施等に関し必要な事項を定める。

(支部の設置)

第2条 本協会に設置する支部、各支部の管轄及び事務所所在地等は別表記載のとおりとする。

(支部の設置)

第3条 本部からの委嘱事務の実施方法については、各支部において、それぞれ定める。

別表

支部	管轄	支部事務所所在地
関西支部	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県	大阪市
東海支部	愛知県、岐阜県、三重県	名古屋市
九州支部	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	福岡市

附則

第1条 この規則は、平成24年5月14日から施行する。